



なりたつように留意すべきである。毎週士としては、貸付人の意向を受け、エージェントとしてそれを借入人に伝えている。また貸付の主体が貸付人と借入人の間でなされているというふうな態様でなされているからして、Xが不必要に注意義務を負わなければならない。Xは貸付人である。

1. 問 4  
 Xは事件シロンの長崎のエージェントとしての地位に加え、事件社債の社債管理権としての地位を併せて有している。エージェントとしては貸付人の意向として事務的な役割を果たしているから、一部は主の利益を多量に貸付人の意向を受けて行う。これはエージェントとしては問題ない行為である。また、これは社債権者の利益には支障がなく、利益相反行為として、会社法704条の義務に違反し、またA社が事件社債の利益を支払うことができないから、「その利益を自己の利益として、会社法710条2項1号に準じて損害賠償責任を負わなければならない」となる。

シロンのエージェントは貸付人がその金融機関であり自己責任が専らである。社債管理権はXが投資や貸付の主体である。その行為の責任は専らXが負う。

このことから、社債管理権としての地位はXの行為で、社債権者保護のため、利益相反行為のあり。Xは損害賠償責任を負うと考へる。

このように考へると、Xがエージェントとして本来重い義務を負う。これはエージェントとしてやることが出来たにもかかわらず責任を負うべきでない。また、社債管理権やエージェントとしての業務を行う主体は金融機関であることが通常であり、多様な部門があると考えられる。一旦社債管理権としての地位に付した以上、その責任を負うのは当然である。以上の

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。

※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

枚数

※3 3 / 6

小問番号

※4 第 2 問

小問1

(民法533条)

取引当事者の売買契約において、売戻権以上の権利は、売主の買主に対する代金支払請求権、買主の売主に対する目的物の返却請求権にあり、これに同時履行の利益がある(同533条)。エクスロ-セビスは、落札者(買主)が落札後に支払をしたことと中間のプライトフォーム事業者が出品者(売主)に連絡すること、出品者は対象物を、代金を得ないというリスクを伴ったうえで発送することを要する。落札者も受領できない場合は返金を受けるのは出品者に対する詐欺やトラブルに対応できる。このような仕組みからプライトフォーム事業者への同時履行の実現がない。その利益を売主、買主の双方が享受でき、その利益が保全される。売戻権はプライトフォーム事業者の出品者への権利として消滅する。本問は買主から支払を受けた時点で消滅する。

小問2

一般消費者は多数にのぼるため、売戻権行使が上乗せの買主がプライトフォーム事業者から支払を受けた時点で消滅すると、売主がその事業者の信用リスクを負担する。これは事業者の倒産等によって、多数の一般消費者が代金債権を回収できないという事態になり、その影響は大きく、為替取引に及ぶ規制の対象とされているのが①の指摘である。

②の指摘は、エクスロ-セビスが、買主が売主の金銭の移転を主たる目的とするという点、同時履行関係に相対して支払を差控へ隔地間取引取引に及ぶ点と重複し、為替取引規制に及ぶことはセビスの責務と見ることができるとする。

①に對する交論としては、エクスロ-セビスはあくまで同時履行の相対を目的とせず、実質的対象は売主と買主であり、重複の取引はあくまで、銀行取引における為替取引の規制の趣旨がシステムリスクとモニタリングの不備にあると、エクスロ-セビスはあくまで一時的な取引に留めたものであり、銀行取引に及ぶ点(5)は倒産等の時の損失の程度が小さいと見られる。上記の趣旨が及ぶとはいえず、規制は及ばないという交論が考えられる。仮に一般消費者がセビス事業者の破産等によって個々の取引について代金支払を受けることがないとしても、それはその事業者を選定したことの責任と見られ、その利益の程度が銀行取引と比べ大きくはないと、本問は、エクスロ-セビスの保証が義務として、為替取引以外の法制に及ぶ保証の範囲が十分であると見られる。

小問3

エクスロ-セビス提供者に自己信託は、信託による倒産等清算手続(信託法25条)に着目して知れず。

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。

※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

枚数

※3

4 / 6

小問番号

※4 第 2 問

エクス-サービス事業者が、落札者が将来、その事業者に対して支払う金銭を求め、その  
 支払った金銭を事業者が受益者として、受益財産(事業者の固有財  
 産とは別個のもの)とする。これ、この財産に対し、売主が第1受益権、買主が第2受  
 益権を有する物でそれゆゑ受益者となること。事業者の倒産に際しては、売主は  
 代金を回収できることとなるが破産手続において破産債権者として債権者として受ける  
 こととなり、信託による倒産隔離効果は、代金回収を回収できるといふことには  
 なる。これ、一回的取り扱いは、将来発生する債権の譲渡(466条の6第1項(長  
 法)により)可能であり、多数の取引を一括して信託によるシステムに取り扱ふこと  
 ができる。